# 全国安全センターの活動報告と方針案

# 1. 情報公開・労働行政の体質改善

2001年4月1日から、情報公開法が施行されました。

「情報公開法の適正・円滑な運用のために整備されたという『行政文書ファイル管理簿』を検索してみても、結局どのような情報・文書が存在するかよくわからず、存在がわからないままでは今までとあまり変わらない」という声が聞こえてくる一方で、「窓口や担当部署との事前のやりとりの中で、開示請求手続をするまでもなく初期の目的が達せた。本省の担当者に直接あれてれ聞けるよい機会」という感想も寄せられています。

とくに後者の観点は大切で、「公式」な厚生労働 省交渉や、パブリック・コメント手続に対する意見提 出等に加えて、新しいパイプが開けたものと位置づ けて、大いに活用していただきたいと考えています。

全国安全センターとしては、同法施行日をはさみ3月29日と4月24日に行った厚生労働省交渉[2001年5、6月号]の場も活用しながら、「情報公開法施行を契機に、同法の開示請求手続によらずに公開させる情報の範囲を可能な限り広げる」という方針で望んできました。この間、実現できたことは、以下のようなことです。

- ① 一部審議会(労働政策審議会の本審議会、安全衛生分科会、じん肺部会の3つ)の公開
- ② 懇談会等(いわゆる専門検討会・研究会)「台帳」の登録漏れの解消(ただし、現在、「厚生労働省関係審議会議事録等」のホームページ化(http://www.mhlw.go.jp/shingi/index.html)にあたって、「台帳」にあたる情報が漏れてしまっているため、改善を求めています。また、7月に

参集された「肺がんを併発するじん肺の健康管理等に関する検討会」は、会議自体[傍聴が可能ということ]や議事録も公開されています[2001年8月号]。)

- ③ 安全衛生・労災補償関係委託研究リストの公開(平成10~12年分)
- ④ (開示できる)通達や統計資料等は開示請求 手続を経ずに提供
- ⑤ 医薬局独自の開示・不開示の「審査基準」、 「行政文書分類基準表」や「厚生労働省文書管 理規程の手引」等の公開(いずれも厚生労働省 ホームページには未掲載)

ささやかなことですが、以前と比べれば格段の様変わり。しかも、これらはすべて、私たちが数年がかりで要求し続けたことによって実現したものと言って間違いありません。

たとえば委託研究について言えば、旧労働省関 係では、「これまでは行っているかどうかもお答え できなかったが、情報公開法が施行されたので提 供します」と言って、リストを渡されたわけですが、旧 厚生省関係の「厚生科学研究費補助金」の場合 は、「要領」を「広く国民に周知」のうえ「公募」し、研 究報告書は同省図書館にそろえられているだけで なく、データベース化して国立公衆衛生院のホーム ページで検索、閲覧等できるようになっています。 今回リストは提供されたものの、報告書は「開示請 求手続をしてもらわないと公開できない」、しかも、 文書管理規程に定める文書保存期間が3年であ ることから、「過去3年間分しかない」という対応で す(それ以前のものは「捨てた」ということになりま す)。やむなく開示請求等による入手を順次進めて いますが、速やかに、少なくとも成果物(研究報告 書)は図書館で閲覧できるようにさせたいものです。

旧労働省の「根深い隠蔽体質」のために、情報公開法以前の問題につきあわされているということも事実ですが、着実に労働行政の体質改善をさせていきたいと思います。地方安全センターのスタッフ等によるものも含めて、入手できた様々な情報については、「安全センター情報」誌面で紹介することを含め、順次、多くの方々が活用できるようにしていきます。

なお、「心の健康づくり指針(仮称)案」[1999年10月号]、「酸化エチレン、ダイオキシン類等対策関係政省令改正案」[2001年1・2月号]、「厚生労働省政策実施要領案」[2001年5月号]などのパブリック・コメントに対して意見を提出しました(意見と回答については[]内を参照してください)。パブリック・コメント手続を実効あるものにしていくためにも、積極的に意見を提出していきたいと考えています。

### 2. ホットライン・相談活動

今年度の「労災職業病ホットライン」は、2000年 10月2-4日を中心に全国16か所で開設しました [2000年11月号]。

厳しい経済・雇用情勢とその中で相次ぐ事故災害の多発等を反映してか、各地のマスコミ媒体にも例年以上に取り上げられ、過去最高の210件の相談が寄せられました。やはり過労・ストレスに起因すると思われる健康問題が目立ちましたが、それがリストラ・合理化と結びついているものが多く、また、厳しい経済・雇用状況が「労災隠し」を増長させていることがうかがえました。

不況の影響も含めて労働災害の発生件数が減少し続けているにもかかわらず、政府管掌健康保険を管轄する社会保険事務所一社会保険庁が発見した「労災隠し」は、1998年の51,000件から1999年の67,000件に急増しています。労災保険の新規受給者数が1998年625,427人、1999年602,853人ですから、1999年には「労災隠し」が11%にものぼることになります[3頁表参照]。

一方で、労働基準監督署が労働安全衛生法第 100条「報告等」違反で送検した件数は、1998年78 件、1999年74件と、まさに氷山の一角にしか過ぎ ません。この実態を表わすに程遠い送検件数も、 2000年には過去最高の91件に増加しました(10 年前-1991年29件の3倍超です)。

「労災隠し」の増大と深刻さが統計からも裏づけられるわけですが、昨年の全国一斉ホットラインを契機に、毎日新聞(大阪本社)が「なくせ労災隠しキャンペーン」を展開したほか、新聞各紙等がこの問題を大きく取り上げるところとなり、昨年末の国会でも取り上げられました。私たちの地道な取り組みが、「労災隠し」問題を一定社会問題化させることに寄与してきたと言ってよいと思います。

厚生労働省では、今年になってから、「いわゆる 労災かくしの排除に係る対策の一層の強化につい て」という通達(平13.2.8基発第68号[2001年6月 号])を発し、また、「『労災かくし』は犯罪です」という ポスター・リーフレットを作成するなどして啓発に努 めています。

しかし、啓発に頼っているだけでは「労災隠し」はなくせないというのが、まさにこの間の教訓です。社会保険庁の貴重な情報の活用を含めて、厚生労働省交渉の場でいくつかの提案をあげて、具体的行動を起こすよう求めていますが、現在までのところ積極的な姿勢はみられません。

ー層現場の実態を突きつけることによって、事態を前進させていきたいと考えています。全国一斉ホットラインの実施方法についても、創意工夫をこらしていきたいと思います。

# 3. 労災補償制度・運用の改善

労働行政のなかで比較しても、労災補償行政が 最も、「秘匿・隠蔽体質」がひどく、また、行政の立 案や運用に、直接の当事者である被災労働者や 在野の声を反映させようという姿勢を欠いていると いうことに異論はないと思います(厚生労働省交渉 の参加者が毎回痛感するところでもあります)。

情報公開法による開示請求によって、旧労働省補償課が都道府県労働局労災補償課長あてに年2、3回出していた「部内限」の「労災補償情報」という文書(第10号(平10.7.1)~第21号(平12.9.25)を入手しました。これは、「主要陳情(本省分)の概

要」(すなわち本省がどう答えたかという内容)や「労 災裁判の判決について」等について、全国に周知 していたものです(私たちには、「文書回答はできな い」と言っておきながら、です)。たとえば、第18号 (平11.3.30)では、同年1月22日に行われた全国 安全センターとの交渉(陳情)の「回答のポイント」 欄で、回答に関連した通達名を「参考」としてあげ、 わざわざ「※なお、安全センターには渡していない」 と注記している始末です[38頁囲み参照]。

前述の「労災隠し」の実態についての共通の認識を作り上げることや、法令や認定基準改正等のもととなった専門検討会・研究会や委託研究や行政事務の手引の内容等を共有していくことを、迂遠がらも、労災補償行政の体質改善につなげていきたいと考えているところです。

そのためもあって、旧労働省が公表を拒み続けてきた「労災保険制度のあり方に関する研究会報告書」を全文「安全センター情報」に掲載しました[2000年6、11、12月号]。ここで取り上げられた、①予防対策、社会復帰・援護対策の充実、②新たな労働災害に対応する業務上外認定のあり方、③年金における年齢による稼得能力の変化への対応、④労災保険給付と民事損害賠償との調整、という重要な課題がその後どう検討され、どうなっていくのかも闇の中です。

とくに、最近の職業病認定をめぐって最高裁判所が、「当該疾病を潜在的に発症させる危険性がある作業」において発症した疾病は業務上として認め、「危険性がある作業」かどうかを疫学的知見等から判断しようとする判決を相次いで出していることを、行政認定にどのように反映させていくか、ということが重要な課題になっていると思われます。

2001年度には、脳・心臓疾患認定基準の見直し、単身赴任者の通勤災害の取り扱いの見直しが行われることされています。また、じん肺有所見者に発症した肺がんに関する補償のあり方、振動障害の検査手技、精神・神経、耳鼻咽喉等の障害認定に関する検討も行われているところであり、フォローしていく必要があります。

とりわけ、じん肺合併肺がんについては、労災 補償部補償課における上記の検討と安全衛生部 労働衛生課における肺がんを併発するじん肺の 健康管理等に関する検討がどのように関連してい くのかが注目されるところであり、私たちとしては、 肺がんをじん肺の合併症と認めさせる方向で働き かけを行っていきます。

### 4. 労働安全衛生の抜本的転換

労働安全衛生行政は、前述のように関係審議会の会議や一部専門検討会も会議自体を公開するなど、の労災補償行政と比較するとオープンな姿勢を示しています。パブリックコメント等に関しても、全くといっていいほど施策に対する国民の意見を聞こうとしない労災補償行政に対して、労働安全衛生行政では、「規制の新設・改廃」以外の施策に関しても、国民の意見を募集している例も見られます。

また、安全衛生情報センターのホームページを通じてという変則的な方法ではありますが、主な安全衛生関係の通達は入手が可能になってきています(http://www.jaish.gr.jp/anzen/html/select/anhr00.htm)。

しかし、委託研究の報告書の公表に関しては、 やはり、「開示請求をしてもらわないと公開できない」、が公式回答です。

評価できることは積極的に評価し、大いに意見や提案をしていきたいと考えているところです。

一方、国際的には世界労働機関(ILO)の労働安全衛生マネジメントシステムに関するガイドライン、国内では「機械の包括的な安全基準に関する指針」(平13.6.1基発第501号)が策定されたことにより、あらゆる危険有害要因(ハザード)から働く者の安全と健康を守るための基本原則が、一層鮮明になりました。

繰り返し指摘してきたように、使用者の包括的責任、労働者の権利、実効性のある労働安全衛生サービスを3本の柱(労働安全衛生の主役はあくまで労使)としながら、使用者の義務の核心が、当該職場の実情に即した以下のようなリスク・マネジメントを実行することにある、ということです。

リスク・マネジメントの4つの手順

# 全国安全センター第12回総会議案

- ① ハザード・アイデンティフィケーション(危険有害要因の同定)
- ② リスク・アセスメント(評価)
- ③ リスク・コントロール(管理)
- ④ リスク・コミュニケーション(疎通)

#### リスク・コントロールの3つのレベルと優先順位

- ① 可能な限り発生源においてリスクを除去ない し制御する
- ② ①で除去できないリスクを技術的・組織的手段 によって隔離ないし低減=最小化する
- ③ ①②によってもなお残るリスクから労働者を保護する(個人保護機器の提供等)

このような基本原則が鮮明になるのと同時に、「3(5)S」、「ゼロ災」、「ヒヤリ・ハット」、「3管理」等々のきわめて日本的な(すなわち世界に通用しない)労働安全衛生管理(運動)の非科学性も明らかにされつつあると考えます。

2001 年度に予定されている「VDT作業のための労働衛生上の指針」の見直しがどのような内容になるか注目されますが、個々の施策だけでなく、労働安全衛生法令(体制)全般の抜本的見直し促進すると同時に、職場での新たな取り組みの展開が求められるところです。

# 5. 草の根国際交流の推進

昨年度は、アジア、とりわけ東アジア・レベルの交流が進みました(アジアでは、ANROAV(労災被災者の権利のためのアジア・ネットワーク)のゆるやかなネットワークがベースになっています)。

すなわち、2000年1月11-12日ANROAV年次会議(マカオ[2000年4月号])、6月2日韓日労働保険学術交流会―6月3日東アジア産業災害団体懇談会(韓国・ソウル[2000年9月号])、11月17-19日東京労働安全衛生学校への韓国、香港、台湾からのゲスト招待[2001年3月号]、2001年4月8-10日ANROAV年次会議(タイ・バンコク[2001年8月号])といった具合です。

これらを通じて、とくに東南アジア一韓国、香港、

台湾の草の根労働安全衛生団体とはフェイス・ ツー・フェイスの関係が深まり、お互いの国の状況 や制度、そして日常的な活動の様子などがかなりイ メージできるようになってきたと思います。

一方、アジア・レベルーANROAVは、財政的理由もあって昨年香港(キリスト教産業委員会)からバンコク(女性の友財団)に事務局が移りましたが、財政危機は依然解決されていません。年次会議以外の取り組みは各国・団体まかせの状況ですが、2001年4月のバンコク会議には、過去最高の12か国の参加があり、ネットワークのひろがりと期待が高まっていることも事実です。

東南アジアの諸団体との交流を確実に進めなが ら、ともにANROAVの強化に貢献していきたいと 考えています。

また、2000年9月15-20日にブラジル・オザスコで開かれた「世界アスベスト会議」に日本からも石綿対策全国連絡会議の代表団が参加したことは、われわれの国際交流にとっても大きなはずみとなりました。

2001年9月には、オーストラリ・ウィーンで「第8回ヨーロッパ・ワークハザーズ会議」が開催されますが、会場で南アフリカと横須賀のアスベスト被災者のジョイント写真展を行うことが企画されています(前回は、1999年9月イギリス・エディンバラ)。

# 6. 財政の確立・組織の強化

昨年度の財政状況は、超緊縮財政で何とかわず かな赤字決算でしのいだという状況だと思います。 賛助会員・購読会員は微増にとどまり、新規出版 等の事業は行うことができませんでした。

健全な財政状況にはとうてい至っていない状況であり、賛助・購読会員の拡大を積極的に行いながら、出版活動等によるもうひとつの財政基盤の柱を確立するという方針を一歩でも前へ進ませたいと考えています。

日常業務の繁忙に埋没せず、財政基盤の脆弱さに委縮せずに、各地域センターや会員諸氏の力を借りながら、短期・長期ともにたえず新たなチャレンジをしていきたいと思います。

# 2000年度収支決算案

# 2000年4月1日から2001年3月31日

#### 1) 収入の部

勘定科目	決算額	前年度決算額	増 減	予算額	増 減
地域C会費	1,730,000	1,750,000	▲ 20,000	1,800,000	<b>1</b> 70,000
賛 助 会 費	3,836,382	4,836,000	▲ 999,618	5,200,000	<b>▲</b> 1,363,618
購読会費	573,400	701,800	▲ 128,400	1,000,000	<b>▲</b> 426,600
寄付金収入	820,000	356,250	463,750	500,000	320,000
資料頒布費	125,040	1,610,395	<b>▲</b> 1,485,355	1,500,000	<b>▲</b> 1,374,960
雑 収 入	759,775	1,298,865	▲ 539,090	1,000,000	▲ 240,225
前期繰越金	540,143	462,958	77,185	540,143	0
合 計	8,384,740	11,016,268	▲ 2,631,528	11,540,143	▲ 3,155,403

#### 2) 支出の部

勘定科目	決算額	前年度決算額	増 減	予算額	増 減
人 件 費	3,656,876	3,993,535	▲ 336,659	4,200,000	▲ 543,124
活 動 費	632,810	960,755	▲ 327,945	1,000,000	▲ 367,190
印刷費	2,307,889	2,612,917	▲ 305,028	2,800,000	<b>▲</b> 492,111
通信運搬費	1,096,313	1,114,080	▲ 17,767	1,300,000	▲ 203,687
什器備品費	37,422	316,810	▲ 279,388	300,000	▲ 262,578
図書資料費	89,792	155,410	▲ 65,618	200,000	<b>▲</b> 110,208
消耗品費	183,820	269,198	▲ 85,378	300,000	<b>▲</b> 116,180
会 議 費	495,910	587,700	▲ 91,790	600,000	▲ 104,090
頒布資料費	18,580	350,925	▲ 332,345	500,000	<b>▲</b> 481,420
雑費	20,610	114,795	▲ 94,185	100,000	<b>▲</b> 79,390
予 備 費	0	0	0	240,143	<b>▲</b> 240,143
小 計	8,540,022	10,476,125	▲ 1,936,103	11,540,143	▲ 3,000,121
次期繰越金	▲ 155,282	540,143	▲ 695,425		
合 計	8,384,740	11,016,268	▲ 2,631,528		

### 全国安全センター第12回総会議案

#### 貸借対照表(2001年3月31日現在)

#### 1) 資産の部

勘定科目	金 額		前年度末現在金額	
現 金	11,214		8,797	
預 金				
普通預金 東京労働金庫)	28,430		405,769	
普通預金 富士銀行)	69,190		54,753	
郵便振替	147,484		524,994	
資産合計		256,318		994,313

#### 2) 負債及び正味財産の部

勘定科目	金 額		前年度末現在金額	
借入金	0		0	
未払金	411,600		454,170	
負債合計		411,600		454,170
次期繰越金	▲ 155,282		540,143	
正味財産合計		▲ 155,282		540,143
負債及び正味財産合計		256,318		994,313

#### 「労災補償情報」第18号(平11.3.30)抜粋

(動) 労災保険制度のことを知ら(知らされ)なかったことなどにより、医療機関に健康保険等から受診し、傷病手当金の支給を受けていた被災労働者が労災請求手続を行う場合に、健康保険等から支払われた医療費や傷病手当金を返納してからでないと労災保険の手続を認めないとする使用者や労働基準監督署の対応が一部にみられる。

労働者に多大な経済的負担を負わせるばかりでなく、労災保険請求を行っても不支給となれば無補償状態に陥らせる危険もあり、現実に労働者の請求権を不当に抑制することになっている。そのような対応がないようにされたい。

① 健康保険は、業務外の事由による傷病等について 適用され、労災保険は、業務上の事由又は通勤によ る傷病等に関して必要な保険給付を行っている。

健康保険を使用した後、改めて同一事案について 労災保険に請求を行う場合には、「療養補償給付た る療養の費用請求書」(告示様式第7号)により健 康保険でかかった費用を証明できる書類を添付して 労働基準監督署に請求することになる。

なお、労災保険の支給に当たっては、健康保険との二重でん捕とならないよう返納を確認する等調整しているところであるが、健康保険等から支払われた額が返還された後給付することとすると、労働者に多大な経済的負担が生じる場合等には、健康保険等へ返還が完了する前であっても給付することとしている。

#### (参考)

「健康保険の給付を受けていた労働者に対する労災 保険給付の取扱について」(昭和29年8月23日 付け基災発第116号)

※ なお、安全センターには渡していない

# 2001年度収支予算案

# 2001年4月1日から2002年3月31日

#### 1) 収入の部

勘定科目	予算額	前年度決算額	増 減	前年度予算額	増 減
地域C会費	1,800,000	1,730,000	70,000	1,800,000	0
賛 助 会 費	5,000,000	3,836,382	1,163,618	5,200,000	▲ 200,000
購読会費	1,000,000	573,400	426,600	1,000,000	0
寄付金収入	500,000	820,000	▲ 320,000	500,000	0
資料頒布費	500,000	125,040	374,960	1,500,000	▲ 1,000,000
雑 収 入	1,000,000	759,775	240,225	1,000,000	0
前期繰越金	▲ 155,282	540,143	▲ 695,425	540,143	▲ 695,425
合 計	9,644,718	8,384,740	1,259,978	11,540,143	▲ 1,895,425

#### 2) 支出の部

勘定科目	予算額	前年度決算額	増 減	前年度予算額	増 減
人 件 費	3,800,000	3,656,876	143,124	4,200,000	▲ 400,000
活 動 費	800,000	632,810	167,190	1,000,000	▲ 200,000
印刷費	2,400,000	2,307,889	92,111	2,800,000	<b>400,000</b>
通信運搬費	1,000,000	1,096,313	▲ 96,313	1,300,000	▲ 300,000
什器備品費	300,000	37,422	262,578	300,000	0
図書資料費	200,000	89,792	110,208	200,000	0
消耗品費	300,000	183,820	116,180	300,000	0
会 議 費	500,000	495,910	4,090	600,000	▲ 100,000
頒布資料費	100,000	18,580	81,420	500,000	<b>400,000</b>
雑 費	100,000	20,610	79,390	100,000	0
予 備 費	144,718	0	144,718	240,143	▲ 95,425
合 計	9,644,718	8,540,022	1,104,696	11,540,143	▲ 1,895,425

# 2001年度役員体制案

天明 佳臣 (社団法人神奈川労災職業病センター所長、医師) 議 長 副議長 嘉彦 (財団法人高知県労働安全衛生センター専務理事) 浜 田 平野 敏夫 (NPO法人東京労働安全衛生センター代表、医師) (元労働基準監督官、置賜労働基準協会専務理事) 吉川 照芳 (三多摩労災職業病センター事務局長、弁護士) 運営委員 西畠 正 西田 降重 (社団法人神奈川労災職業病センター専務理事) 白石 昭夫 (愛媛県労働災害職業病対策会議事務局長) 知之 (自治体労働安全衛生研究会事務局次長) 原 飯田 浩 (尼崎労働者安全衛生センター事務局長) (専従) 事務局長 古谷 杉郎 事務局次長 西野 方庸 (関西労働者安全センター事務局長) 勝泰 (NPO法人東京労働安全衛生センター事務局長) 飯田 会計監查 小澤 公義 (三多摩労災職業病センター事務局) (関西労働者安全センター事務局次長) 明彦 片岡 特別顧問 五島 正規 (衆議院議員) 顧問 鈴木武夫 (元国立公衆衛生院院長) (熊本学園大学助教授、熊本県労働安全衛生センター副理事長) 正純 原田 (元労働基準監督官、自治体労働安全衛生研究会副会長) 井上 浩

# \*全国安全センター事務所案内\*

1998年5月21日から全国安全センターの事 務所が下記のとおり移転しています。

(新所在地) 〒136-0071

東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階 TEL(03)3636-3882/FAX(03)3636-3881

(旧所在地) 〒108-0073

東京都港区三田3-1-3 MKビル3階 TEL(03)5232-0182/FAX(03)5232-0183

\*銀行口座等は変更ありません。

